

孤立死の補償に特化した

「エンディング費用保険」を販売開始！

ジック少額短期保険株式会社（千葉県東金市、代表取締役：菅沼敏和、関東財務局長（少額短期保険）第30号、以下当社）は、エンディング費用保険を11月5日より販売開始いたしますのでお知らせします。

エンディング費用保険は、社会問題に発展している孤立死の補償に特化した保険商品です。

具体的な特徴は以下の通りです。

（1）「孤立死に対する補償」に特化した保険商品を単独販売

少額短期保険の賃貸住宅賃借人向け家財保険の中には孤立死を補償する商品があります。また、損害保険の賃貸住宅オーナー向け火災保険では賃借人の孤立死を特約で補償する商品も存在します。このように孤立死に対して、家財保険や火災保険の特約として補償するのが一般的でした。その結果、家財の補償や建物の補償を含む保険料を負担する必要がありました。

しかし今後の日本は、2040年には総人口の35.3%、3人に1人が高齢者という「超」高齢社会になると推計されています。賃貸住宅を終の住み家として暮らす単身高齢者が今後ますます増加する中で、単身高齢者を賃貸住宅に受け入れる際に、孤立死への補償が入居の必須条件となることが予測されます。そこで当社は賃貸住宅の賃借人やオーナー向けに、孤立死補償に特化した単独商品を販売することとしました。

（2）業界最高水準の補償をリーズナブルな保険料で提供

賃貸住宅内で賃借人が亡くなられた場合、遺品整理費用や部屋の清掃・消臭費用等として100万円を限度額として、実際に負担された費用をお支払いします。また、賃貸住宅外（病院など）で賃借人が死亡され賃貸借契約が終了する場合、賃貸住宅内に残置された遺品の整理費用とし

て50万円を限度額として、実際に負担された遺品整理費用をお支払いします。

いずれの保険金額（補償限度額）も業界最高水準（当社調べによる）となっており、単独商品のため、保険料は賃貸住宅1戸室あたり年額2,000円と大変リーズナブルな保険料となっております。賃借人や賃貸住宅オーナーにとって、保険料の負担感なくシンプルで加入しやすい保険商品となりました。

（3）契約方式を選択可能

賃貸住宅賃借人向け家財保険に孤立死の補償が付帯されていない場合は、賃借人がエンディング費用保険を契約することで、孤立死への補償が可能となります。賃借人が保険契約者、被保険者となる一般的な契約方式です。

賃貸住宅オーナー自らが保険契約者となり賃借人を被保険者として、所有する全て賃貸住宅を包括して契約することのできる包括契約方式を選択することも可能となっております。包括契約方式により賃貸住宅オーナーは、無保険発生を防止でき、更に保険契約手続きが簡便となり利便性の高い保険商品となりました。

（4）孤立死事故をサポート

万一、孤立死が発生したら、どのように対処すれば良いか分からないという賃貸住宅オーナーには、「一般社団法人遺品整理適正化推進協会」をご紹介します。

同協会は、多くの遺品整理を手掛ける中で、遺品整理作業の適正化を目指す業者を中心に結成された協会です。全国（一部の島嶼部を除く）対応が可能で、迅速かつ適切に遺品整理を行います。

当社はお客さまが求める補償とは何かを真剣に検討し、お客さまの不安、不便、不満を解消する保険商品開発、提供を行って参ります。

エンディング費用保険へのお問い合わせ先

ジック少額短期保険株式会社（東金本店）千葉県東金市東岩崎15番地6